

## 議案第144号「指定管理者の指定（小倉城等）」について

### 1 これまでの動き

- 募集要項の配布開始 令和3年 7月21日（水）
- 募集説明会の開催 8月 2日（月）
- 申請書及び事業計画書の受付 8月12日（木）～9月10日（金）
- 検討会開催 10月 8日（金）
- 常任委員会報告 11月11日（木）
- 審査結果の通知（書面） 11月11日（木）

候補者：TEAM城下町小倉共同事業体

【構成団体：一般社団法人まちはチームだ、㈱九州造園】

- 12月議会に候補者を指定管理者に指定する議案を提出したが、本件に係る審査請求の状況を見守るため、指定議案は継続審査となる。

### 2 本件に係る審査請求について

- (1) 令和3年12月1日付 審査請求（12月28日 補充書追加提出）
  - ア 請求人：北九州まちづくりパートナーズ共同事業体（提案団体のひとつ）  
【構成団体：北九州まちづくり応援団㈱、㈱朝日広告社、岡崎建工㈱、NPO 法人 NORTH NINE】
  - イ 請求内容：「請求人を指定管理候補者へ選定しない旨の決定」の取消
- (2) 請求者の訴え（主なもの）
  - ア 前提事実の誤認があること
    - ・候補者の提案内容の一部に事実に反する記載がある。  
⇒検討会の審査について前提となる事実に誤認がある。
  - イ 条例の規定上本来重視すべき点を重視せずになされた処分であること
    - ・条例では「施設の管理を安定的に行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する」とされている。  
⇒検討会において、候補者の施設の管理を安定的に行う能力について疑問が呈されている。
  - ウ 付帯意見として記載された条件の履行が困難であること
    - ・検討会の付帯意見「地元各種団体と連携して取り組むこと」に対して候補者が履行することは著しく困難である。  
⇒付帯意見の履行が困難と考えられる本件において、候補者として相応しいと判断することは不相当である。
- (3) 令和4年1月7日 市より弁明書提出  
概要 別紙のとおり
- (4) 令和4年1月20日 請求人より取下書提出